

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

北海道森林組合連合会

第一 目的

本実施要領は、北海道森林組合連合会（以下「道森連」という。）が平成18年5月2日に制定し、公表した「違法伐採対策に係る北海道森林組合連合会行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 定義

- 1 「合法木材」とは、合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品をいい、「非合法木材」とは、それ以外の木材・木材製品をいう。
- 2 「産地」とは、原木の伐採地をいい、道内とその他（外国産を含む）により区分することを基本とするが、市町村単位などでも区分することができるものとする。

第三 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、木材・木材製品の合法性、持続可能性及び産地の証明を行おうとする事業者は本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は道森連の会員を対象とするが、会員と密接な関係にある員外事業者についても、別記第7号様式で定める「推薦状」により会員の推薦があったときは、会員に準じて認定を行う。

第四 事業者認定申請書

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記第1号様式の「合法木材供給事業者認定申請書」を道森連に提出しなければならない。
- 2 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、下記に定める認定手数料を速やかに納めなければならない。

認定手数料	会員	無料
	員外事業者	60,000円
	(素材生産業専門)	(50,000円)
	員外再認定料	28,000円
	(素材生産業専門)	(25,000円)

第五 審査及びその結果の通知

- 1 道森連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 道森連は審査結果を申請者に通知するものとする。

第六 事業者の認定要件

認定を受けようとする事業者は、森林法等木材の伐採、搬出に係る法令（以下

「関係法令」という。)を遵守するとともに、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法木材と非合法木材を分別し、また、合法木材については産地ごと（道内とその他）に分別し、保管することが可能な場所を有していること。
産地を市町村単位などで証明する場合は、それぞれの産地単位で分別がされていること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう、また、合法木材については、産地（道内とその他）が混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材及び産地が証明された木材・木材製品の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること

第七 事業者認定書の交付及び公表

- 1 道森連は認定事業者に対して、別記第2号様式で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を道森連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定した年度から3年度末までとする。

第八 証明書の発行

- 1 認定事業者は、合法木材及び産地が証明された木材・木材製品の出荷に当って、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書は別記第3号様式で定める「合法性・持続可能性及び産地証明書」、又は既存の納品書等に第3号様式と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第九 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記第4号様式で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、道森連へ報告する。
- 2 道森連は、認定業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第十 立ち入り検査

道森連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び産地が証明された木材・木材製品の取扱いが適正であるか否かを検査することが出来るものとし、認定事業者は、道森連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど道森連に協力しなければならない。

第十一 認定事業者の変更

- 1 認定事業者は、登録内容に変更があった場合は、速やかに別記第6号様式（通常の変更の場合）により、登録内容の変更届を道森連に提出するものとする。

- 2 認定会員間の合併により変更があったときは、別記第6号様式（組合合併などの場合）で定める認定変更届により、継続しようとする認定番号等を道森連に届け出なければならない。

第十二 認定事業者の取り消し

- 1 道森連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは認定を取り消すことが出来るものとする。
また、悪質と考えられる場合は、事業社名等を道森連のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が道森連の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 認定事業者が関係法令に違反し、処罰されたとき。
- 2 道森連は、認定を取り消すに当たり、別記第5号様式で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

- 附則
- この実施要領は、平成18年5月2日から施行する。
 - この実施要領は、平成20年2月1日から施行する。
 - この実施要領は、平成20年8月6日から施行する。
 - この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。
 - この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。